

## 船舶事故調査報告書

令和3年3月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年7月8日 23時33分ごろ
発生場所	山口県下関市角島南東方沖（海士ヶ瀬南灯浮標） 長門伊瀬灯台から真方位215°1,600m付近 （概位 北緯34°21.0 東経130°52.9）
事故の概要	漁船旭生丸は、漂流中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 旭生丸、17トン YG2-7658（漁船登録番号）、個人所有 第291-43732号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 浮体に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東流約1.0ノット
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、帰港の目的で、それぞれ5海里レンジ、1.5海里レンジとした2台のレーダー及びGPSプロッターを作動させ、約15ノットの対地速力で手動操舵により北北東進していた。</p> <p>船長は、レーダーで自船の右舷船首方から海士ヶ瀬南灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）方向に反航する小型漁船を認め、同船が急に作業灯を点灯したので気になり、本件灯浮標近くで機関を中立運転として漂流した。</p> <p>本船は、船長が作業灯を点灯した小型漁船に意識を向けていたところ、潮流に圧流されて本件灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、機関を前進として本件灯浮標から離れ、本事故の発生を海上保安庁に通報し、自力航行が可能であったので航行を続け、山口県長門市大浦漁港に入港した。</p>
分析	本船は、潮流に圧流されながら漂流中、船長が、急に作業灯を点灯した小型漁船に意識を向けていたことから、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が潮流に圧流されながら漂流中、船長が、急に作業灯を点灯した小型漁船に意識を向けていたため、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられ

	る。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漂泊中は、他船に意識を向けるだけでなく、潮流に圧流されて灯浮標など周囲に存在する航路施設に接近し過ぎないように注意すること。</li></ul>